

## 南九州市告示第164号

南九州市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 9 月 1 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

### 南九州市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱等の一部を改正する 要綱

（南九州市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正）

第 1 条 南九州市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年南九州市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号を次のように改める。

(3) 保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）

（南九州市保育所等の利用調整等に関する基準要綱の一部改正）

第 2 条 南九州市保育所等の利用調整等に関する基準要綱（平成27年南九州市告示第134号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第164号」の次に「。以下、「法」という。」を加える。

別表第 2 中「保育士」の次に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

（南九州市子育て人材バンク設置運営要綱の一部改正）

第 3 条 南九州市子育て人材バンク設置運営要綱（平成28年南九州市告示第128号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、保育士」の次に「（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

（南九州市保育士等就職支援事業補助金交付要綱の一部改正）

第 4 条 南九州市保育士等就職支援事業補助金交付要綱（令和 4 年南九州市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第164号」の次に「。以下、「法」という。」を加え、同条第 2 号中「保育士、」を「保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」、に改める。

（南九州市地域子育て交流館一時預かり事業実施要綱の一部改正）

第5条 南九州市地域子育て交流館一時預かり事業実施要綱（令和4年南九州市告示第144号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「保育士」の次に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

（南九州市病児・病後児保育事業実施要綱の一部改正）

第6条 南九州市病児・病後児保育事業実施要綱（令和5年南九州市告示第196号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「保育士」の次に「（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

（南九州市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正）

第7条 南九州市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年南九州市告示第156号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「保育士」の次に「（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加え、同条第2項第2号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「法」に改め、同項第3号中「児童福祉法」を「法」に改める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。